

広報とうや湖掲載10月号

「すぐに簡単に稼げる」といった、うまい話の契約に待った！

「1日短時間の作業で月50万円以上簡単に稼げる」「スマホのクリック作業だけで月10万円稼げる」等とうたう「情報商材」の契約での消費者被害が多数発生しています。

「情報商材」とは、インターネットを通して、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウをファイルのダウンロードなどの方法で提供するものです。手口としては「すぐに元が取れるから大丈夫」「儲かるまでサポートする」等をうたい文句に、商品・サービス等の勧誘を迫ります。最初は安価な金額での購入を勧め、「高収益のためにさらに他の契約が必要！」と次々と追加契約をさせられます。なかには支払えない場合、消費者金融を紹介して支払いを指示されるケースもあります。

次のような事例がありました。

ネットで、「誰でも簡単に儲かる」という広告や配信されていた動画を見た。動画に出てくる人物が、「短時間、短期間で高収入を得ている」と言って、とても自信に満ち溢れていた。その姿を見てすっかり信じてしまった。自分でもやれそうな気になり、その人物が「先着5名だけ資産運用ツールを20万円で購入できる」と紹介していたので、購入を決めクレジットカードで決済した。すぐに資産運用ツールというPDF形式の情報商材がメールで送られてきたが、読んでもよくわからない。解約したい。

だまされないように次の点に注意しましょう。

- ・簡単な作業だけで高収入が得られるという、うまい話はありません。体験談や業者の説明をうのみにせず、どのような作業を行うのか、本当に収益が上がるのかを、第三者の意見を聞くなどして冷静に判断するようにしましょう
- ・「情報商材」は契約前に中身を確認することができません。うまい話でも業務内容等が確認できずに怪しいと思ったら、契約しないようにしましょう。

※全相協発行 冊子名「週末電話相談事例集 こんな相談ありました！！vol 19」より引用

問合せ 産業振興課水産・商工グループ TEL 74-3005